この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	、、 (受印 \																					【1.	/ 2	≥]
令和	年	月	Ħ	由	住がんない。	又 に 人 の 店 る 事	場 マ	所 () は	(〒 7 ⊗ (法人 周南 〕	の場合	のみ公	表され			(荷		ž. []								_
					納	リ カ 税	<i>†</i> +)	地	(〒 7 周南)	-		-)			話番						_			
				請	氏 名		i ナ) は 名		スギモ ⊗ 杉本						(電	話番	<u> </u>								<u>) </u>
	徳山	±14 ∀6r	FR F F	者	(フ (法) 代表	人の		.)																	
	ᆙᅅᄔ	_ 柷務	署長殿		法	人	番	号																	
公表 1 2 な	されま 申請者 去人(お、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等を ほか、	事項(◎ を除く。 登録番 て公表し)にあ 号及で	っつて <i>l</i> が登録 ^伝	は、年月	本店又 日が公	は主 :表さ	こたる これま	事務す。	所の原	斤在 地	1									ージ	で
(-	平成28 ※ 当	8年法律 該申請	津第15 青書は	号) 、所 ²	求書発 第 5 条 得税法 日以前 l	の規5 等の-	筐によ −部を	る。改	改正後 正する	か 沿法律	肖費和	兑法负	第 57 <i>多</i>	色の.	2 第	2 4	頁の	規定	己に	より	申	請し	ま	す。	
					期間の 和 5 年							場合	は令	和 5	年 6	月3	30 日) =	まで	にこ	<u>.</u> の	申請	書き	を提	出
事	業	者	区	分	※ 次第	医「登録	最要件の)確	時点に Z 課 認」欄で 載して	税事	F業者 はして	くだる	きい。	また、	免租	一 〕 说事 氵	免利業者	脱事に該	業者 当す	る場	合に				税
判合こなか	こより 令和 5 申請書る	月31日 課税事業 年6月3 を提出す ととにつき は、その	養者とた 0目) る ることが を困難な	なだが あでで 事情																					
税	理	士	署	名	1	士	長谷	· (会計						(電	記話番	至	08:	2 -		272	_	580	68)
※ 税	整理番号				部門 番号		申詢	青年	三月日			年	月		日	重	信	年		付 月	E	1 確			
務署処理	入力	処理		年	月	F	番号確認				身元 確認		済 未済	確書		国人番 - の他 		-	通知プ	カード 	・運転	免許	ie) 		=
理欄	登 録	番号	Т								1														

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 杉本 雅佳	
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。	
免税	□ 令和 5 年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を (平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなりま	事業者
事	個人番号	
業	事生年月日(個業人事業年度	
者	本 人)又は設立 年月日 内 年月日(法人) 容 年月日(法人)	E 月 日 円
の	等事業内容	
確		間 の 初 日 1から令和6年3月31日 いの日
認	ようとする事業者 令和 年	月 日
登録要	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 図 は の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	tい 🗆 いいえ
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	tい 🗆 いいえ
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はいます。	tい □ いいえ
参		
考		
事		
項		